

欧州特許庁
単一特許保護に係る手数料に関する規則
管理理事会特別委員会決定
2015年12月15日

目次

単一特許保護に係る手数料に関する規則 (RFeesUPP)

規則 1 通則

規則 2 単一特許保護に関する規則に規定される手数料

規則 3 更新手数料の減額

規則 4 翻訳費用の補償

規則 5 欧州特許庁長官が定める手数料，経費及び価格

規則 6 手続を支配する共通規定

規則 7 更新手数料水準の見直し及び特定法主体に関する報告書

欧州特許機構管理理事会特別委員会は、
欧州特許条約及び特にその第 IX 部(特別協定)を顧慮し、
規則(EU)No. 1257/2012 及び No. 1260/2012 を顧慮し、
単一特許保護に関する規則 2(1) (b)を顧慮して、
次の通り決定した。

第 1 条

下記の単一特許保護に係る手数料に関する規則が採択される。

第 2 条

当該規則は、規則(EU)No. 1257/2012 第 18 条(2) 及び規則(EU)No. 1260/2012 第 7 条(2) に従って、規則(EU)No. 1257/2012 及び No. 1260/2012 の適用日に発効する。

2015 年 12 月 15 日ミュンヘンにて作成

単一特許保護に係る手数料に関する規則 (RFeesUPP)

規則 1 通則

単一特許保護に関する規則として、欧州特許庁に支払う手数料、欧州特許庁による欧州単一特許の所有者に対する翻訳費用補償及び規則 5 に従って欧州特許庁長官が決定する手数料及び経費は、規則 2 から規則 6 までに従って課金又は払われる。

[解説:規則 1ー通則]

1. 単一特許保護に係る手数料に関する規則(以後、「RFeesUPP」という)は、EPO に対する種々の手数料の納付について規定する。当該規則はまた、欧州単一特許の所有者に対する翻訳費用補償の EPO による支払についても規定する(単一特許保護(以後「UPR」という)に関する規則 8(1)参照)。
2. 更に、RFeesUPP は、前記手数料が納付されるべき方法を決定し、EPO に納付されるべき手数料の金額を定める。それは、EPO が支払うべき翻訳費の補償額も定める。
3. RFeesUPP は、手数料であって、その金額が RFeesUPP 規則 5 に従って EPO 長官により定められるべきもの(例えば、移転、ライセンス及び UPR 規則 20(2)(b)に基づくその他の権利の登録に関して納付すべき管理手数料；詳細は、RFeesUPP 規則 5 の解説参照)にも適用される

規則 2 単一特許保護に関する規則に規定される手数料

(1) 欧州特許庁に納付すべき手数料は、次の通りである。

1. 欧州単一特許に係る更新手数料(単一特許保護に関する規則の規則 13(1))。各ケースにおいて出願の提出日から計算されたもの	EUR
2 年目	35
3 年目	105
4 年目	145
5 年目	315
6 年目	475
7 年目	630
8 年目	815
9 年目	990
10 年目	1175
11 年目	1460
12 年目	1775
13 年目	2105
14 年目	2455
15 年目	2830
16 年目	3240
17 年目	3640
18 年目	4055

19年目	4455
20年目	4855

2. 更新手数料の遅延納付に係る追加手数料(単一特許保護に関する規則の規則 13(3))	遅延更新手数料の 50%
--	--------------

(2) 権利の回復に係る手数料(単一特許保護に関する規則の規則 22(2))は、EPC に基づく手数料に関する規則(改定版)規則 2(1)13 に規定される金額により納付するものとする。

[解説:規則 2—単一特許保護に関する規則に規定される手数料]

1. RFeesUPP 規則 2(1)第 1 号は、2 年目から 20 年目までの、欧州単一特許について納付すべき更新手数料の金額であって、各ケースにおいて欧州特許出願の出願日から計算されたものを規定している。
2. RFeesUPP 規則 2(1)第 2 号は、UPR 規則 13(3)に従って更新手数料の遅延納付に対する追加手数料の金額を規定している。RFeesUPP 規則 3 に従って更新手数料が減額される場合は、減額された更新手数料を基礎として 50%の追加手数料が計算される。
3. RFeesUPP 規則 2(2)は、権利回復に対する手数料の金額(規則 22(2)参照)が EPC の手数料に関する規則(以後、「RFeesEPC」という)に定める同等の手数料額に対応することを規定している。これは、EPC に基づいて納付すべき権利回復に対する手数料との完全な合致を保証するものである。それにより、EPC に基づいて納付すべき手数料の隔年の調整は、RFeesUPP 規則 2(2)に基づく手数料にも適用されることになる。

規則 3 更新手数料の減額

単一特許保護に関する規則 12(1)に定める欧州単一特許に係る更新手数料の減額は、15%である。

[解説:規則 3—更新手数料の減額]

1. 欧州単一特許の所有者は、何人かが適切な対価と引換えにライセンスーとして発明を使用することを許可する用意がある旨の陳述書を EPO に提出することができる(UPR 規則 12(1)参照)。その場合、陳述書受領後に期日が到来する、欧州単一特許に係る更新手数料は、RFeesUPP 規則 3 に従って、15%減額される。

規則 4 翻訳費用の補償

- (1) 単一特許保護に関する規則 11 に規定する一括払の金額は、500 ユーロである。
- (2) 単一特許保護に関する規則 10(4)に規定する管理手数料は、(1)にいう一括払額の 50%である。

[解説:規則 4—翻訳費用の補償]

1. UPR 規則 11 は、RFeesUPP に従って、翻訳費用の払戻は上限までとされ、一括払の形式で支払われることを規定している。RFeesUPP 規則 4(1)は、UPR 規則 11 に規定する一括払金額を 500 ユーロとすることを決定する。

2. UPR 規則 10(4)に基づいて、欧州特許庁が補償は虚偽の宣言に基づいて承認されたと認める場合は、庁は特許所有者に対し、期限の到来する次の更新手数料と共に、支払われた補償額及び RFeesUPP に定める管理手数料から成る追加手数料を納付するよう要請する。この追加手数料が適時に納付されない場合は、欧州単一特許は失効する。RFeesUPP 規則 4(2)は、前述の管理手数料は、UPR 規則 10 の解説 4 に従って、RFeesUPP 規則 4(1)にいう一括払の 50% とすることを規定している。

規則 5 欧州特許庁長官が定める手数料、経費及び価格

単一特許保護に関する規則に規定する管理手数料並びに欧州特許庁によるサービスに対して課せられる手数料及び経費であって本規則に明示するもの以外のものは、EPC に基づく手数料に関する規則 3 に従って欧州特許庁長官が定める金額により納付しなければならない。

[解説:規則 5—欧州特許庁長官が定める手数料、経費及び代価]

1. RFeesEPC 規則 3(1)に従って、庁長官は、EPC 規則に規定する管理手数料の金額及び該当する場合は、庁によるサービスに対して特許所有者が納付すべき手数料及び経費であって RFeesEPC 規則 2 に明示されるもの以外のものの金額を定める。庁の手数料及び経費を改定する EPO 長官の最新決定は、2013 年 12 月 13 日付である(OJ EPO, 2014, A13 参照)。
2. 前述の長官決定は、例えば、移転の登録(EPC 規則 22(2))、ライセンスその他の権利の登録(EPC 規則 23(1))及び欧州特許出願のファイルに含まれる情報の伝達(EPC 規則 146)に係る管理手数料の金額を含む。単一特許保護に関する規則に基づいて、EPC 規則の前記規定が準用されるために(UPR 規則 20(2)参照)、庁の手数料及び経費を改定する EPO 長官の決定に提示される同額の手数料が、RFeesUPP 規則 5 に従って適用されることになる。
3. 更に、庁の手数料及び経費を改定する EPO 長官の決定は、庁によるサービスに対する手数料であって本規則に定めるもの以外のもの、例えば UPR 規則 15(1)に従う単一特許保護登録簿を含む欧州特許登録簿からの抜粋入手のための手数料を定める。
4. RFeesUPP 規則 5 は、これにより、管理手数料及び EPO によるサービスに対する手数料又は経費の両方に関して EPO の既に適用されている手数料附則と完全に合致することになる。

規則 6 手続を支配する共通規定

EPC に基づく手数料に関する規則の次の規定が準用される。すなわち、規則 4 から規則 8 まで、規則 12 及び規則 13。

[解説:規則 6—手続を支配する共通規定]

1. RFeesUPP 規則 6 は、RFeesEPC の規定(改定版)の内若干のものが準用されることを明示している。選ばれた立法技術、すなわち関連する規定への動的参照は、現在の EPO 手続及び関連する慣行との自動的かつ完全な合致を可能にする。
2. RFeesEPC の次の規定(改定版)が準用される：すなわち、規則 4(「手数料の期限日」)、規則 5(「手数料の納付」)、規則 6(「納付に関する明細」)、規則 7(「納付がなされた日とみなすべき日付」)、規則 8(「納付額の不足」)、規則 12(「些少な金額の返却」)及び規則 13(「財務的義務の終了」)。
3. RFeesEPC の若干の規定の適用可能性は、当該規則の実施に関し EPO 長官への権限の委譲

を意味する。例えば、RFeesEPC 規則 5(2)に基づいて、庁長官は、RFeesEPC 規則 5(1)に提示する方法以外の手数料納付方法を許可することができる(RFeesEPC 規則 7(2)及び規則 12)。このことは、特に、本規則に基づく手数料の納付の目的で、預金口座に係る取決め(改定版)が適用されることを意味する(2015年4月1日から効力を有する、OJ EPO 3/2015における追補刊行物「預金口座に係る取決め(ADA)」及びその付属文書を参照されたい)。

規則 7 更新手数料水準の見直し及び特定法主体に関する報告書

規則 No. 1257/2012 の適用日から 5 年以内に、かつ、その後 5 年ごとに、

(a) 欧州特許庁は、管理理事会特別委員会に対して欧州単一特許が欧州特許機構の予算及び参加加盟国の更新手数料収入に与える財務的影響を評価する報告書を提出し、必要な場合には、更新手数料水準の適切な調整提案を行うものとする。

(b) 欧州特許庁は、欧州委員会に諮った後、中小企業のような特定法主体による欧州単一特許の使用に関する報告書を管理理事会特別委員会に提出し、必要な場合は、それら法主体による欧州単一特許の利用を改善する観点から提案を行うものとする。

[解説:規則 7—更新手数料水準の見直し及び特定法主体に関する報告]

1. RFeesUPP 規則 7(a)は、EPO が欧州単一特許の財務的影響、特に、欧州特許機構の予算及び参加加盟国の更新手数料収入に与える影響を評価して、定期的に提出すべき報告書について規定している。必要な場合は、EPO は、RFeesUPP 規則 2(1)1 に提示する更新手数料水準を調整する適切な提案も行うことになる。この報告書は、規則 No. 1257/2012 第 16 条(1)及び(2)に規定する報告書を害するものではない。

2. RFeesUPP 規則 7(b)は、中小企業のような特定法主体による欧州単一特許の使用に関し、RFeesUPP 規則 7(a)に規定するものとは別の報告書を特別委員会に提出すべきことを規定している。この報告書は、特に、前記の特定の法主体に対する欧州単一特許の影響の評価を含み、適切な場合は、それら法主体の欧州単一特許の利用を改善する観点からの推奨又は提案を含むことができる。